

合併推進協議会の

状況報告

第3回協議会 九月十二日(木)

場所

阿蘇町／農村環境改善センター会議室

協議事項

○今後の合併協議の進め方について
合併推進協議会の各組織の役割、毎月の専門部会や協議会の流れ、今後のスケジュール等について事務局から説明を行いました。具体的協議の仕方については、事前提案を行い、提案事項について一ヶ月の期間において各町村で検討し、次の協議会で正式協議を行うということで承認されました。

提案事項

○調整項目一覧表について
○合併協定項目の選定について
以上、次回協議予定の2項目について事務局から事前説明を行いました。

委員研修会

協議会終了後、阿蘇地域振興局振興調整室の富田健治室長を講師に、阿蘇地域の町村合併について委員研修会を行いました。

第4回協議会 十月一日(火)

場所

産山村／基幹集落センター会議室

協議事項

○調整項目一覧表について
中部4町村が合併した際に住民が行政制度の違いにより不利益をこうむらないよう、事前に事務事業等の現況調査をし、各町村間の調整を行います。その調整項目のうち重要なものについては、協議会において協議することとされました。

○合併協定項目の選定について
協議会において行う合併協議を、四十五項目に区分して協議することと承認されました。

提案事項

○合併の方式について
○合併の期日について
○議員の定数及び任期の取扱いについて
○中小選挙区導入の必要性について
○三役及び教育長の身分の取扱いについて
以上、次回協議予定の5項目について事務局から事前説明を行いました。

第5回協議会 十一月十九日(火)

場所

波野村／保健福祉センター会議室

協議事項

○協議第一号 合併の方式について
合併の方式については、4町村を廃し、その区域をもって新しい市(町)を設置する新設合併(対等合併)ということと承認されました。

○協議第二号 合併の期日について
阿蘇中部4町村が合併した場合、約三万二千人の人口となりますが、合併特例法により市となるべき要件が設けられ、平成十六年三月までに合併した場合、市となるべき「要件は、人口三万人以上(通常は地方自治法第八条により人口五万人以上、その他に付帯要件もあり。)」とされました。この特例により、今回が市を目指す最後の機会ということで、合併協議の中で合併の期日に併せて、市制か町村かの議論が行われています。

合に市と町でどちらが有利なのか、
③今後のスケジュールを見たときに平成十六年三月とした場合十分な協議の時間がとれるのか、といった点です。

○町といったように現行の町村名を残せるといった意見も出されました。

最終的に事務局からの追加資料を待つて再度協議するということと、継続協議とされました。

○協議第三号 議員の定数及び任期の取扱いについて
議員数が大幅に減ることにより民意が十分に反映されるのかという問題に対応するため、合併特例法第七条の在任特例の規定を適用し、合併関係町村協議会の議員全員が、合併後二年間、引き続き新市(町)の議会の議員として在任することで承認されました。

○協議第四号 中小選挙区導入の必要性について
選挙区の設置について、現町村で決定するのか、新市(町)で決定するのかで意見が分かれ、継続協議となりました。

